

市民の自主的な社会貢献活動を支援するために、
地域や社会の問題、課題に取り組む団体に対し交付しています。

そうだ、助成金 活用しよう！



川口市マスコット「きゅぼらん」

同一の事業において助成された回数に応じ下の表の額を限度に助成します。

限度額	助成率
(1回目) 50万円	助成対象経費の 90%
(2回目) 40万円	助成対象経費の 70%
(3回目) 30万円	助成対象経費の 50%

※ 助成をする事業数及び額は予算と審査により決定します。

※ 令和6年度は総額250万円を予定しています（川口市議会において認められた予算の範囲内で助成事業を行います）。

以下の条件に当てはまる事業を対象としています。

- 原則として、川口市内で実施され、主に川口市民を対象とした事業であること。
- 地域や社会のさまざまな問題、課題に取り組む事業であること。
- 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業であること。
- 市民福祉の向上を目的とした事業のうち、新規性や継続性の高い事業であること。

市民活動助成金 in 川口

詳しくは、[市ホームページ](#)または[裏面](#)をご確認ください。

市民活動助成金 in 川口

対象団体

- (1) 営利を目的とした団体でないこと。
- (2) 主たる活動場所が川口市内であること。
- (3) 5名以上の会員が在籍し、会則・定款等の定めに基づく活動を現に行っていること（設立年数は問いません）。
- (4) 原則として、かわぐち市民パートナーステーションの利用登録、もしくは川口市社会福祉協議会のボランティア団体登録をしている団体。
ただし、登録していなくても申請はできますが、速やかに、かわぐち市民パートナーステーション等に登録してください。
登録ができない団体は助成対象となりません。
- (5) (1)～(4)のほか、宗教活動を行う団体、政治活動を行う団体、特定非営利活動法人以外の公益法人等（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人）、実施責任が明でない団体、公益を害すると思われる団体などは申請できません。

対象外事業

- 同一事業において国、地方公共団体、民間企業、団体等の他制度から助成を受ける事業
- 助成金が団体を継続するための運営費にあてられるような事業
- 特定の個人や団体、または構成員のみが利益を受ける事業
- 政治・宗教・営利目的に関する事業
- 当助成金を3回受けたことのある事業（平成30年度より適用）
- 同一団体から同年度に2事業以上の申請があった場合

相談受付期間

申請する事業内容や、書類の書き方等の相談を受けします。

令和6年2月13日（火）～3月30日（土）※日・月・祝日除く
9時30分～17時まで（要事前予約）

申請書の書き方を動画でご紹介
こちらから→



申請受付期間

令和6年4月3日（水）～4月10日（水）
※日・月・祝日除く 9時30分～17時（要事前予約）



問合せ：川口市市民生活部協働推進課
〒332-0015 川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階
電話：048-227-7633 FAX：048-226-7718
E-mail：volun@city.kawaguchi.saitama.jp

【受付時間】火～土曜日 9時30分～17時
※月・祝日・年末年始除く